

健康保険 任意継続被保険者資格取得申請書

常務理事	事務長	担当者

提出日：令和 年 月 日

被 保 険 者 欄	記 号 [*1]		番 号 [*1]		氏 名	(フリガナ)					
	生 年 月 日	昭和 平成			年	月	日	年 齢		性 別	☐ 男 ☐ 女
	住 所	〒								資格確認書 発行要否	☐ 要発行
	資格取得 年月日[*1]	平成			年	月	日	連 絡 先	電 話	()	
	令和	年	月	日	携 帯	()					
	資格喪失 年月日[*1] (退職日の翌日)	令和			年	月	日	E-mail (必須)	:		
事業所[*1]	名 称							標準報酬月額[*1]	千円		
	所在地							保険証 (または資格確認書) 返却状況	☐ 返却済 ☐ 紛失		

被 扶 養 者 欄	1	氏 名	(フリガナ)				生 年 月 日	昭和 平成 令和				年	月	日
		住 民 票 住 所	〒				☐ 同居 ☐ 別居	続 柄		性 別	☐ 男 ☐ 女	資格確認書 発行要否	☐ 要発行	
	※別居の場合のみ記入													
	1	氏 名	(フリガナ)				生 年 月 日	昭和 平成 令和				年	月	日
		住 民 票 住 所	〒				☐ 同居 ☐ 別居	続 柄		性 別	☐ 男 ☐ 女	資格確認書 発行要否	☐ 要発行	
	※別居の場合のみ記入													
	1	氏 名	(フリガナ)				生 年 月 日	昭和 平成 令和				年	月	日
		住 民 票 住 所	〒				☐ 同居 ☐ 別居	続 柄		性 別	☐ 男 ☐ 女	資格確認書 発行要否	☐ 要発行	
	※別居の場合のみ記入													
	1	氏 名	(フリガナ)				生 年 月 日	昭和 平成 令和				年	月	日
		住 民 票 住 所	〒				☐ 同居 ☐ 別居	続 柄		性 別	☐ 男 ☐ 女	資格確認書 発行要否	☐ 要発行	
	※別居の場合のみ記入													

保険料払込方法	☐ ①毎月払い(三菱UFJ銀行へ振込)	☐ ③前納(半年払い)			
	☐ ②毎月払い(三菱UFJ銀行・自動支払)	☐ ④前納(年払い)			
保険給付金等 振込先	銀行		本 店 支 店 出張所	種別	☐ 1. 普通 ☐ 2. 当座
口座名義(カナ) ※被保険者の口座			口座番号		

※組 合 使 用 欄 ※

記 号 番 号	9902	※任継※ 資格取得 年月日	令和 年 月 日	※任継※ 資格喪失予定 年月日	令和 年 月 日	標準 報酬 月額	千円

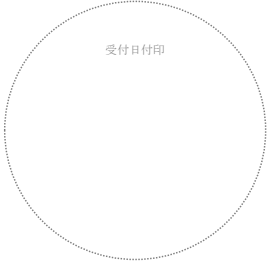
- 【注意事項】
1. 本申請書は、**資格喪失後20日以内**に健康保険組合へ提出して下さい。

2. 退職前に使用していた**限度額適用認定証、または高齢受給者証**は必ずご返却下さい。

3. **被扶養者の欄には、継続して被扶養者となる方の内容をご記入下さい。**

4. 保険給付の支給については、銀行振込とさせていただきます。上欄に振込口座をご記入下さい。
ゆうちょ銀行は振込用の店名と口座番号をご記入下さい。

5. **【*1】**の項目については、**在職時に所属していた事業所(会社)**における内容をご記入下さい。



＜任意継続被保険者資格取得時提出書類＞

下記基本事項をご確認(□にチェック)いただき、被保険者同意欄へご署名の上、任意継続被保険者資格取得届と合わせてご提出下さい。

1	☐	資格取得要件	【資格取得要件】 ・ 会社在职時の被保険者期間が、資格喪失日（退職日の翌日）の前日までに、継続して2ヶ月以上あること。 ・ 資格喪失日より20日以内に任意継続被保険者申請書を当組合に提出いただいていること。																					
2	☐	資格取得日	退職時の在籍事業所における資格喪失日（退職日の翌日）が任意継続被保険者の資格取得日となります。 ※ 初回の保険料が納付期限日（「6.保険料の納付方法」参照）までに納付されなかった場合は、資格取得出来ません。																					
3	☐	加入期間	最長2年間 ※ 任意継続被保険者が75歳に到達すると、後期高齢者医療制度に加入するため、上記加入期間以内でも資格を喪失します。																					
4	☐	任意継続被保険者 資格喪失要件 （資格喪失日） ※ 右記要件に該当する 場合のみ被保険者資格 の喪失が可能です。	<table border="0"> <tr> <td>【資格喪失要件】</td> <td>⇒</td> <td>【資格喪失日】</td> </tr> <tr> <td>・ 任意継続期間が2年を経過（期間満了）した場合</td> <td></td> <td>満了日の翌日</td> </tr> <tr> <td>・ 保険料を納付期限内に納付しなかった場合</td> <td></td> <td>納付期限日の翌日</td> </tr> <tr> <td>・ 就職等で他の健康保険の被保険者資格を取得した場合</td> <td></td> <td>他の健康保険の取得日と同日</td> </tr> <tr> <td>・ 被保険者が死亡した場合</td> <td></td> <td>死亡した日の翌日</td> </tr> <tr> <td>・ 任意継続被保険者が75歳に到達したとき</td> <td></td> <td>到達日(75歳の誕生日)</td> </tr> <tr> <td>・ 任意継続被保険者でなくなることを希望したとき</td> <td></td> <td>申出書受理の翌月1日</td> </tr> </table> ※ 任意継続の資格を喪失した場合は、速やかに健康保険証または資格確認書を当健保組合へ返却してください。 ※ 就職された場合は、別途提出書類がありますので、当健保組合にご連絡ください。	【資格喪失要件】	⇒	【資格喪失日】	・ 任意継続期間が2年を経過（期間満了）した場合		満了日の翌日	・ 保険料を納付期限内に納付しなかった場合		納付期限日の翌日	・ 就職等で他の健康保険の被保険者資格を取得した場合		他の健康保険の取得日と同日	・ 被保険者が死亡した場合		死亡した日の翌日	・ 任意継続被保険者が75歳に到達したとき		到達日(75歳の誕生日)	・ 任意継続被保険者でなくなることを希望したとき		申出書受理の翌月1日
【資格喪失要件】	⇒	【資格喪失日】																						
・ 任意継続期間が2年を経過（期間満了）した場合		満了日の翌日																						
・ 保険料を納付期限内に納付しなかった場合		納付期限日の翌日																						
・ 就職等で他の健康保険の被保険者資格を取得した場合		他の健康保険の取得日と同日																						
・ 被保険者が死亡した場合		死亡した日の翌日																						
・ 任意継続被保険者が75歳に到達したとき		到達日(75歳の誕生日)																						
・ 任意継続被保険者でなくなることを希望したとき		申出書受理の翌月1日																						
5	☐	保険料	◆下記の標準報酬月額(①、②のうちいずれか少ない月額)を以て保険料を決定致します。 ① 資格喪失時(退職時)の標準報酬月額 ② 当組合の全被保険者の標準報酬月額の平均額(平均標準報酬月額) ※ 平均標準報酬月額については当組合ホームページ内「退職した後は」にて掲載しておりますのでご確認ください。 ※ 満40歳以上65歳未満の方は介護保険料額も合わせて納付いただきます。 ※ 任意継続の場合は、被保険者の自己負担分と事業主負担分を合わせた全額が自己負担となります。																					
6	☐	保険料の納付方法	◆【 初 回 】 納付期限日までに当組合の口座に振込 ◆【 2回目以降 】 下記方法より選択 ① 毎月10日までに当健保組合口座に振込(振込手数料は個人負担) ② 毎月10日に口座引落(三菱UFJ銀行の口座をお持ちの方のみ) ③ 半年分の前納 ④ 1年分の前納 ※ 納付期限日は当組合から発行される納付書に記載されている期日になります。 ※ 納付期限日(毎月10日)が金融機関の休日の場合は翌営業日が納付期限日となります。 ※ 2回目以降の納付方法②～④：別紙にてお申込みが必要となります。(ご希望の方に別途ご案内致します。)																					
7	☐	資格確認書 発行・送付 ※希望の場合	初回保険料の納付を当組合にて確認後に発行・送付致します。 ※ 初回保険料は納付期日（「6.保険料の納付方法」参照）までの納付が必須となります。 ※ 資格確認書は任意継続被保険者様のご自宅へ送付致します。 ※ 保険料の納付日および手続きの関係上、保険料の納付日から資格確認書到着まで1週間程度かかる場合があります。																					
8	☐	その他	下記の変更等が生じた場合は速やかに(事由発生より5日以内)に当組合へ届出をして下さい。 ・ 住所／氏名の変更 ・ 被扶養者の異動(変更・追加)がある場合																					

上記基本事項に同意の上、任意継続被保険者資格取得申請書を提出致します。

提出日：令和 年 月 日

被保険者同意欄	記号		氏名	
	番号			
	住所	〒 ー		

受付日付印

エイベックス・グループ健康保険組合

任意継続被保険者制度をご利用の皆様へ

任意継続被保険者制度のご利用を希望される場合は、下記の事項を必ずご確認ください、ご留意の上、お手続きいただきますようお願い致します。

(1) 申請時提出書類

申請時の提出書類については下記のとおりとなります。

① 任意継続被保険者資格取得申請書

任意継続被保険者として資格取得する際の申請書類となります。必要事項をご記入の上、退職日の翌日から20日以内に当組合にご提出下さい。**(20日以内に当組合に書類が届かない場合はご加入いただけませんのでご注意ください。)**

★ 在職時に認定されていた被扶養家族を引き続き扶養する場合 ― 下記の書類も合わせてご提出ください。

② 被扶養者異動届

在職時に認定された被扶養者の再認定のため必要な書類となります。

※なお、新たに被扶養者を申請される場合は別途手続きが必要となりますので、「(3) その他」の ③ をご参照下さい。

(2) 在職中にご利用いただいた健康保険証または資格確認書について

① 健康保険証または資格確認書の返却について

退職日の翌日に、在職時の被保険者資格が喪失する(無効となる)ため、資格喪失以降は在職時の健康保険証または資格確認書はご利用いただけません。無効となった健康保険証または資格確認書は所属事業所ご担当者様に必ずご返却いただきますようお願い致します。

② 限度額適用認定証の返却および再申請について

在職時に限度額適用認定証の交付を受けている方は、在職時の健康保険証または資格確認書と同様に退職日の翌日以降はご利用いただくことができませんので、健康保険証または資格確認書と同様に必ずご返却いただきますようお願い致します。なお、退職後(任意継続被保険者資格取得後)も継続して限度額適用認定証のご利用を希望される場合は、任意継続被保険者資格取得の申請時に「限度額適用認定申請書」を合わせてご提出下さい。

※被扶養者の方を対象者として限度額適用認定申請書をご提出いただく場合は、任意継続被保険者資格取得前の申請となりますので、万が一当該被扶養者が被扶養者としての要件を満たさず扶養削除となるときは、限度額適用認定証につきましても発行ができませんので、予めご了承下さい。

③ 高齢受給者証の返却および再交付について

＜退職時に高齢受給者証をお持ちの方＞

高齢受給者証は、在職時の被保険者資格を喪失すると同時にご利用いただけなくなります。必ず在職時の健康保険証または資格確認書と合わせてご返却いただきますようお願い致します。なお、新しい高齢受給者証については、任意継続被保険者の資格取得時に資格確認書(※発行希望の場合)と合わせて送付させていただきます。

※マイナンバーカードを健康保険証として利用することで、高齢受給者証や高額療養費の限度額適用認定証の申請は不要です。

(3) その他

① 市町村国民健康保険の取扱い等に関するご質問について

市町村国民健康保険については、お住まいの市区町村によって取扱い方法や保険料の料率等が異なるため、当組合からは詳細なご案内ができません。お住まいの市区町村における国民健康保険の取扱窓口にお問い合わせ下さい。

② 任意継続健康保険料(2ヶ月目以降)の口座引落について

三菱UFJ銀行に口座をお持ちの場合はご利用いただけます。(ご希望の方には別途、口座振替依頼書をお送りいたします。)

③ 新たに被扶養者の認定を申請する場合

任意継続被保険者資格取得後、新たに被扶養者の認定を申請する場合については、下記書類を当組合にご提出下さい。当組合において申請内容を確認の上、認定の可否を含めご連絡させていただきます。

＜提出書類＞※下記の申請書類については当組合ホームページをご確認下さい。

- ・ 被扶養者(異動)届